ニ　二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（オフロード用に設計されたものであって、「ＮＨＳ」と表示されたものを除く。次号ニにおいて同じ。）協定規則第75号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則3.（3.2.を除く。）及び6.に限る。）

三　（略）

４～６　（略）

（かじ取装置）

第13条　（略）

２　自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、協定規則第79号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則5.及び6.に限る。第91条第２項において同じ。）に適合するものでなければならない。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第79号に定める自動命令型操舵機能（同規則第２改訂版の規則2.3.4.1.1.及び2.3.4.1.2.を除く。）については、同規則第２改訂版の規則5.6.の規定は適用しないことができる。

３～５　（略）

（非常口）

第36条　非常口の設置位置、大きさ等に関し保安基準第26条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～六　（略）

七　非常口の付近には、バンパ、牽引こう、その他の脱出の妨げとなるものが突出しておらず、非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと。この場合において、「非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと」とは、脱出の際につまずかないような構造となっていることをいい、次の図に示す非常口は、この基準に適合するものとする。

図　（略）

八　非常口付近にある座席は、脱出の妨げとならないように、容易に取り外し又は折り畳むことができる構造であること。この場合において、「脱出の妨げにならない」とは、座席を取り外し又は折り畳んだ状態において、通路から非常口までの有効幅及び有効高さが、第５号に掲げる自動車にあっては同号、その他の自動車にあっては第２号、第３号又は第４号の基準に適合し、かつ、その状態が保持できるものをいう。

九　幼児専用車の非常口は、保護者用座席の付近に設けられていること。ただし、保護者用座席から非常口へ至ることのできる通路が設けられている場合にあっては、この限りでない。

２・３　（略）

（窓ガラス）

第39条　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度25km／ｈ以下の自動車を除く。）の窓ガラスに関し、保安基準第29条第１項の告示で定める基準、自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度40km／ｈ未満の自動車を除く。）の前面ガラスの強度等に関し、保安基準第29条第２項の告示で定める基準、自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラスのひずみ、可視光線の透過率等に関し、保安基準第29条第３項の告示で定める基準は、協定規則第43号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版

ニ　二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（オフロード用に設計されたものであって、「ＮＨＳ」と表示されたものを除く。次号ニにおいて同じ。）協定規則第75号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則3.（3.2.を除く。）及び6.に限る。）

三　（略）

４～６　（略）

（かじ取装置）

第13条　（略）

２　自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、協定規則第79号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則5.及び6.に限る。第91条第２項において同じ。）に適合するものでなければならない。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第79号改訂版補足第５改訂版の規則5.1.6.1.の規定は適用しないことができる。

３～５　（略）

（非常口）

第36条　非常口の設置位置、大きさ等に関し保安基準第26条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～六　（略）

七　非常口の附近には、バンパ、牽引こう、その他の脱出の妨げとなるものが突出しておらず、非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと。この場合において、「非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと」とは、脱出の際につまずかないような構造となっていることをいい、次の図に示す非常口は、この基準に適合するものとする。

図　（略）

八　非常口附近にある座席は、脱出の妨げとならないように、容易に取り外し又は折り畳むことができる構造であること。この場合において、「脱出の妨げにならない」とは、座席を取り外し又は折り畳んだ状態において、通路から非常口までの有効幅及び有効高さが、第５号に掲げる自動車にあっては同号、その他の自動車にあっては第２号、第３号又は第４号の基準に適合し、かつ、その状態が保持できるものをいう。

（新設）

２・３　（略）

（窓ガラス）

第39条　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度25km／ｈ以下の自動車を除く。）の窓ガラスに関し、保安基準第29条第１項の告示で定める基準、自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度40km／ｈ未満の自動車を除く。）の前面ガラスの強度等に関し、保安基準第29条第２項の告示で定める基準、自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラスのひずみ、可視光線の透過率等に関し、保安基準第29条第３項の告示で定める基準は、協定規則第43号の技術的な要件（同規則改訂版補足第４改訂版